

【別紙様式2】_ (事業実施主体用) 令和8年度 園芸産地高温対策事業 要望調査票

記入例

個人で申請する場合

〈事業実施主体・申請者〉 茨城 太郎
〈住所〉 〒310-8555 茨城県水戸市笠原
〈連絡先〉 電話番号 (携帯) 080-XXXX-XXXX
Eメール xyz@pref.ibaraki.lg.jp

1. 要望内容

事業要件 (いずれかにレ点)		☒ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 農業法人 ☐ 農業者		(パイプ) と (鉄骨) でどちらも実施する場合は、それぞれの面積を記入する	
みどり認定	☐ 認定有 ☒ 今後取得予定 ☐ 認定無	課税区分	☒ 課税事業者 ☒ 簡易課税事業者 ☐ 免税事業者		
施設種類	☒ パイプハウス ☒ 鉄骨ハウス・低コスト耐候性ハウス		導入する施設面積	30 a (パイプ 20a、鉄骨 10a)	全施設面積 300 a
技術導入施設における栽培品目 (主に高温環境で栽培する品目)		トマト		チンゲンサイ	
面積は、施設の実面積で記入すること					
取組技術	具体的な導入技術	(パイプ) と (鉄骨) で導入技術が異なる場合は、分けて記載する。		事業費 注)	補助金 申請額 注)
①換気	☒ 外気導入 ☐ 強制換気	☐ 既設	(パイプ) 妻面換気装置	500,000 円	
	☐ 肩換気装置 ☐ 天窓換気装置	☒ 新規			
	☒ 妻面換気+循環扇	☐ 既設			
	☐ その他 ()	☒ 新規			
②遮光・遮熱	☒ 遮光ネット ☐ 遮光カーテン	☐ 既設	(パイプ) ●●ホワイトクール	800,000 円	
	☐ 遮熱ネット ☐ 遮熱カーテン	☒ 新規			
	☐ 遮熱フィルム	☒ 既設	(鉄骨) 遮熱塗布剤	- 円	
	☐ その他 ()	☐ 新規			
③その他	☒ パッド&ファン	☒ 既設	(パイプ) 屋根散水 (一式)	-円	
	☐ エアコン夜冷	☐ 新規			
	☐ 屋根散水	☐ 既設	(鉄骨) ●●細霧システム	3,000,000 円	
	☐ その他 ()	☒ 新規			
合計 (税抜・税込)				4,600,000 円	1,533,000 円

注) 消費税の課税区分が、課税事業者は「税抜」金額で、簡易課税事業者及び免税事業者は「税込」金額で記載することができる。
※補助金申請額は、事業費の合計金額の 1/3 以内とし、1,000 円未満は切り捨てて記載すること。
※①と②の取組は必須とする。 ※団体に申請する場合は、経営体ごとに本票を作成する。
※それぞれの導入技術及び設置費用等の内訳が分かる見積書 (1 者以上) を添付すること。

課税事業者は、税抜金額の 1/3 以内で申請する。

【別紙様式2】_（事業実施主体用） 令和8年度 園芸産地高温対策事業 要望調査票

記入例

団体で申請する場合は、経営体（個人）毎に、作成すること

〈事業実施主体・申請者〉 茨城高温野菜出荷組合 □□□□（代表者）

●●●●（取組者）

〈住所〉 310-8555 茨城県水戸市笠原

〈連絡先〉 電話番号（携帯） 080-XXX XXX

Eノ

団体申請する場合も、各個人の連絡先は記入する
※代表者の所在地が異なる場合は、別途記載する

1. 要望内容

事業要件（いずれかにレ点）		☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 農業法人 ☒ 農業者の組織する団体（栗田石：茨城高温野菜出荷組合）			
みどり認定	☐ 認定有 ☒ 今後取得予定 ☐ 認定無		課税区分	☐ 課税事業者 ☒ 簡易課税事業者 ☐ 免税事業者	
施設種類	☐ パイプハウス ☒ 鉄骨ハウス・低コスト耐候性ハウス		導入する施設面積	30a	全施設面積 300a
技術導入施設における栽培品目 （主に高温環境で栽培する品目）		ピーマン		チンゲンサイ	
取組技術	具体的な導入技術	既設 新規導入	装置・資材の名称 （既設か新規か分かるように記載すること）	事業費 注）	補助金 申請額 注）
①換気	☒ 外気導入 ☐ 強制換気	☐ 既設	△△プッシュダクト	330,000 円	/
	☐ 肩換気装置 ☐ 天窓換気装置	☒ 新規			
	☐ 妻面換気＋循環扇	☐ 既設			
	☐ その他（ ）	☐ 新規			
②遮光・遮熱	☐ 遮光ネット ☐ 遮光カーテン	☒ 既設	遮熱塗布剤（自己負担）	—円	/
	☐ 遮熱ネット ☐ 遮熱カーテン	☐ 新規			
	☐ 遮熱フィルム	☐ 既設			
	☒ その他（ ）	☐ 新規			
③冷却	☐ ヒートポンプ ☐ パッド&ファン	☐ 既設	細霧冷房一式	3,300,000 円	/
	☒ 細霧冷房 ☐ エアコン夜冷	☐ 新規			
	☐ クラウン冷却 ☐ 屋根散水	☐ 既設			
	☐ その他（ ）	☐ 新規			
合計（税抜→税込）				3,630,000 円	1,210,000 円

注）消費税の課税区分が、課税事業者は「税抜」金額で、簡易課税事業者及び免税事業者は「税込」金額で記載することができる。

※補助金申請額は、事業費の合計金額の1／3以内とし、1,000円未満は切り捨てて記載すること。

※①と②の取組は必須とする。※団体で申請する場合は、経営体ごとに本票を作成する。

※それぞれの導入技術及び設置費用等の内訳が分かる見積書（1者以上）を添付すること。

簡易課税事業者は、税込金額の1/3以内で申請できる。
ただし、後日証拠書類を提出すること